

安芸市陶芸の里交流直販施設指定管理者仕様書

安芸市陶芸の里交流直販施設（以下「交流直販施設」いう。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、交流直販施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 交流直販施設の管理代行に関する基本的な考え方

交流直販施設を管理・運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 交流直販施設が、交流の促進及び地域の活性化を図るという設置目的に基づき、管理・運営を行うこと。
- (2) 利用者の意見を管理・運営に反映させること。

3 施設の概要

- (1) 名称 安芸市陶芸の里交流直販施設
- (2) 場所 安芸市川北乙 1607 番地 9
- (3) 施設規模

建物 木造、鋼板葺、平屋建 延床面積 85. 25 m²、敷地 213 m²

室 名	使 用 目 的 等	面積(m ²)
飲食コーナー	飲食・交流スペース、厨房及び備品等	26. 00
直販コーナー	地域特産品等販売スペース、授乳スペース	30. 25
倉庫等	物置、作業スペース等	26. 00
トイレ	男女兼用 1 ヶ所	3. 00

4 法令等の遵守

直販交流施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 安芸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 23 号）
- (3) 安芸市陶芸の里交流直販施設条例（平成 18 年条例第 46 号）
- (4) 安芸市陶芸の里交流直販施設条例施行規則

本指定期間中に(1)～(4)に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

5 特記事項

- (1) 施設の運営に関すること

① 職員の雇用等に関すること。

ア 食品衛生責任者を配置すること。

イ 職員の勤務形態は、交流直販施設の運営に支障がないように定めること。

ウ 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

② 周辺施設や地域との連携に関すること。

ア 陶芸館との連携や周辺で開催するイベント等と連携、協力すること。

イ 交流直販施設で使用する食材や特産品等の販売については、できる限り地元で調達すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 「3施設の概要」に掲げる施設の適正な管理を行うとともに、以下の設備等に関する保守管理を行うこと。

清掃、消防設備、空調機器、給排水設備

② 施設賠償責任保険に加入すること。

(3) その他

① 周辺施設、イベント等の情報発信に関すること。

② 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

③ 個人情報の適正な取扱いに努め、職員に周知・徹底を図ること。

6 経費等について

(1) 施設の管理・運営に伴う収入

利用料金及び施設の管理運営に伴う収入はすべて指定管理者の収入とする。

(2) 指定管理料

市は指定管理業務に係る費用を支払わないものとする。

(3) 精算及び事業報告

会計年度終了後（4月1日から翌年の3月31日まで）、30日以内に精算及び事業報告を行うこと。

(4) 立入検査について

安芸市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことができる。

7 物品の帰属等

備え付けの備品や当初から整備している備品については、安芸市に帰属するものとし、指定管理者が購入した物品等は指定管理者に帰属するものとする。

8 管理を代行するにあたっての注意事項

管理を代行するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

① 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこと。

② 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定・要綱等を作成する場合は、安芸市と協議を行うこと。

③ その他、この仕様書に記載のない事項については安芸市と協議を行い決定する。